社会福祉法人鶯園 放課後等デイサービス事業所Liebe(リーベ) 重要事項説明書 令和6年4月1日

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して社会福祉 法第76条に基づき、当事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと を説明するものです。

本事業者では、利用障害児に対して放課後等デイサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として利用障害児と通所給付決定保護者が対象となります。芦田弘美

- 1. 事業所経営法人
- 2. 事業所の概要
- 3. 当事業所が提供するサービスの相談窓口
- 4. 事業実施地域及び営業時間
- 5. 設備の概要と職員の配置・勤務体制
- 6. 当事業所が提供するサービス
- 7. 利用料金
- 8. 利用の中止・変更・追加
- 9. 虐待防止について
- 10. 身体拘束禁止について
- 11. 非常災害対策・感染症対策について
- 12. 利用者の記録や情報の管理、開示、守秘義務について
- 13. 事故発生時の対応について
- 14. 苦情の受付について

放課後等デイサービス事業所Liebe

1 事業所経営法人

名 称 社会福祉法人鶯園

所 在 地 岡山県津山市瓜生原337-1

代表者氏名 理事長 小林和彦

設立年月日 昭和 48年 3月 16日

電話番号 (0868) 26-0888

2 事業所の概要

事業の種類	指定施設•平成 26年 4月 1日指定
	(放課後等デイサービス 事業者番号 3350300061)
事業の目的	放課後等デイサービスは、心身の発達に援助が必要な児童に対し療育
	支援を行う。
事業所の名称	放課後等デイサービス事業所Liebe
所 在 地	岡山県津山市総社58-7
電 話 番 号	(0868)32 - 6488
管 理 者	藤本 誠
運 営 方 針	(1)個々の児童の心身の発達状態を踏まえて、日常生活における動作
	の習得や、環境への適応を支援し、指導及び訓練を行う。
	(2) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サ
	ービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
開設年月日	平成26年 4月 1日
定員	10人

3 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電話: 0868-32-6488

担当:藤本誠

4. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	津山市
送迎実施地域	原則、津山鶴山中学校区・北陵中学校区の範囲内
営 業 日	月~土曜日(但し、祝祭日及び8月13日~8月15日、12月30日か
	ら1月3日を除く)
営 業 時 間	9:00~18:00 (休業日は8:30~)
サービス提供時間	放課後 13:30~17:30
	休業日 9:30~17:30

- 5. 児童発達支援事業所の設備概要と職員配置
- (1) 設備概要
- ① 多目的室2室
- ② 指導訓練室 1室

- ③ 事務室 1室
- ④ 相談室 1室

(2)職員配置

職種	基準配置職員	兼務	指導員
管理者		1	
児童発達支援管理責任者		1	
児童指導員及び保育士	2		

職種	勤 務 体 制
児童指導員(常勤)	早番 午前8時30分 ~ 午後17時30分
	日勤 午前9時30分 ~ 午後18時30分
児童指導員(非常勤)	P2勤 午後13時30分 ~ 午後17時30分
その他の従業員	P3勤 午後13時30分 ~ 午後18時30分
	B 勤 午前9時30分 ~ 午後17時30分

6. 当事業所が提供するサービス

介護給付費の対象となるサービスは次のとおりとします。

- (1)日常生活の支援
- (2)健康管理
- (3)社会的活動の支援
- (4)相談支援活動
- (5) 送迎サービス

当事業所では、上記のサービス内容から「障害児通所支援計画」を定めて、サービスを提供します。「障害児通所支援計画」は、市町村が決定した障害児通所給付費の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と通所給付決定保護者及び児童の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容などを記載しています。「障害児通所支援計画」は、児童や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直すことができます。

7. 利用料金

(1) 障害児通所給付費の対象となるサービス

6. で示したサービスに対して、障害児通所給付費及び利用料(利用者負担額)をお支払いいただきます。介護給付費は、事業者が代理して受領いたします。利用料については、受給者証の記載内容に基づき下記の金額をお支払いいただきます。

<放課後等デイサービス 1日の利用料金票>

	放課後等デイサービス	時間区分1	時間区分2	時間区分3
	給付費・加算の種類	(30分以上	(1時間30分以上	(3 時間以上
		1時間30分以下)	3時間以下)	5 時間以下)
1	放課後等デイサービス給付費	5, 740	6, 090	6, 660
2	児童指導員等配置加算	1, 520	1, 520	1, 520

放課後等デイサービス			
給付費•加算合計額(1)+(2)	7, 260	7, 610	8, 180
市町村から給付される額	6, 534	6, 849	7, 362
サービス利用にかかる自己負担額			
(定率負担)	726	761	818

※ 但し、障害児通所給付費対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合は、一旦 全額を事業者にお支払いいただきます。

<その他のサービス利用料金>

提供したサービスやご契約者の個別の状態により、次の加算があります。

(1) 居宅又は学校への送迎を行った場合は、自己負担額に下記の料金を合計した額が、利用負担額となります。

送迎加算 540円/回 (送迎の利用料は、1回につき、54円(1割負担)の支払いとなります。)

(2) 同一月に、複数のサービス事業所を利用した方で、当事業所が上限額管理事務を行った場合は、自己負担額に下記の料金を合計した額が、利用者負担額となります。

利用者負担上限額管理加算 1500円/月(該当する方は、月に150円(1割負担)の支払いとなります。)

(3) 利用する児童が急病等により利用を中止した際に、電話等で連絡調整や相談援助を行った場合は、自己負担額に下記の料金を合計した額が、利用者負担額となります。

欠席時対応加算 940円/回 (月に4回を限度とし、1回につき、94円(一割負担)の支払いとなります。なお加算算定の対象となるのは利用予定日の当日・前日・前々日に連絡を受けたものとなります。)

(4)ケアニーズの高い児童(行動上の課題がある児童)への支援を行った場合は、自己負担額に下記の 金額を合計した額が、利用者負担額となります。

個別サポート加算 I 900円/日 (該当する方は1回につき、90円(一割負担)の支払いとなります)

(5)基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合は、自己負担額に下記の金額を合計した額が、利用者負担額となります。

延長支援加算(1時間以上2時間未満) 920円/日(該当する方は1回につき、92円(一割負担) (2時間以上) 1230円/日(該当する方は1回につき、123円(一割負担) (30分以上1時間未満) 610円/日(該当する方は1回につき、61円(一割負担)の お支払となります。

- (6) 介護の人材確保及び処遇改善の取組みを進めていくため、基本報酬に次の割合を加算します。
 - ①福祉·介護職員処遇改善加算(I)

所定単位数 × 8.4%

②福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数 × 1.0%

③介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数 × 2.0%

※①②③については令和6年5月末まで算定となります。

①②③の加算一元化に伴い令和6年6月以降は、基本報酬に次の割合を加算します。

福祉•介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数 × 13.1%

(7)障害児通所給付費の対象とならないサービス

行事、おやつ、教材費等にかかる費用などで、通所給付決定保護者に負担していただくことが適当 と認められる費用については事前に文書で説明をして同意を受けた上で、通所給付決定保護者から 支払いを受けるものとします。

イ) おやつ代 100円/1日

- ロ) 行事参加費用 外出時の入場料、クッキングの材料費等、負担していただくことが適当と認められる費用の実費
- (8) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は月末に集計し、翌日10日までに請求します。ご利用分の合計金額を20日までにお支払いください。集金袋にて集金します。

(9)領収書の発行

利用料金の支払いを受けた時、事業者は領収書を発行します。

(10)利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合相当な額に変更することがあります。 その場合、 事前に変更の内容と変更する事由について、 変更を行う1ヶ月前までにご説明します(但し、法改正による基本単価の変更や各種加算及び減算の変更があった場合についてはその事実が確定した時点においてご説明します。)

8. 利用の中止、変更、追加

- (1)児童、又は通所給付決定保護者の都合でサービスの利用を中止する場合は利用当日の朝9時までに、必ずご連絡下さい。
- (2)サービス利用の変更もしくは新しいサービスの追加を希望される場合はサービス実施日の1週間前までに事業者にお申し出ください。 通所給付決定保護者の希望される期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を提示して協議します。

9. 虐待防止について

当事業所は、利用障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2 条各号に掲げる行為その他の当該利用障害児の心身に有害な影響を与える行為はしません。 また、利用障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会を設置して虐待防止に 向けた各種の取り組みを行うとともに、職員に対し定期的に研修を実施する等の措置を講じます。 虐待防止責任者 藤本 誠

10. 身体拘束禁止について

- (1) 当事業所がサービスを提供するに際しては身体拘束適正化に向けた指針に基づき、利用障害 児および他の利用障害児等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他利用障害児の行動を制限する行為を行いません。但し、緊急やむを得ない 場合とは、以下の①から③の要件を全て満たし、かつ、それら三つの要件の確認等の手続きが 極めて慎重に実施されているケースに限られる。
 - ①切迫性:利用障害児又は他の利用障害児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に支援方法がない。
 - ③一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
- (2)緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、前項①から③の要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等で十分検討した旨、確認・記録し、その態様及び時間、その際の利用障害児の心身の状況、並びに緊急やむを得ないと協議・判断した理由を記録する。(5年間保存)その上で、利用障害児の保護者に書面等による同意を得た上で、時限を設けて身体拘束を行うこともあり得る。また、やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況並びに経過を保護者に説明する。

11. 非常災害対策・感染症対策について

- (1)事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- (2)大雨・洪水・暴風・大雪などの警報や特別警報が発令され災害発生の危険性が高いと判断した場合(送迎時も含む)には、保護者に連絡を取り事業所まで迎えに来ていただきます。
- (3)感染症については、学校保健安全法を準用し、サービス利用希望の際に感染症の恐れがある場合には、必ず当事業所へご連絡願います。(必要に応じて、証明する医師の診断書をお願いする場合があります。)また、利用障害児が所属する学級・学年・学校等が学級閉鎖・学年閉鎖・休校となったり、本人がインフルエンザ・ノロウイルス等を疑う症状が出た場合には、その都度事業所利用可能かどうかについて、お問い合わせをお願いします。

12. 記録や情報の管理、開示、守秘義務について(契約書第11条関係)

事業所は、関係法令に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、通所給付決定保護者の負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:00 ~ 17:30

(1)事業者は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」「個

情報の保護に関する法律」「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、利用障害児の記録および情報を適切に管理し、利用障害児およびその家族の求めに応じてその内容を開示します。(記録及び情報はサービス提供した日から5年間保管)

- (2)職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用障害児またはその家族の秘密を第三者には漏らしません。但し、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め「個人情報使用同意書」を取り交わし、同意書記載の範囲内において、情報提供します。
- (3)職員であった者には、業務上知り得た利用障害児およびその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持を遵守する旨を記載した「誓約書」を採用時に取り交わしております
- 13. 事故発生時の対応について

万一、利用児童に事故が発生した場合には、次のように対応する。

- 1. 外傷、打撲などの状態をいち早く観察、把握し、絆創膏、湿布等の対応できる処置を行う。
- 2. 事業所で対応が困難である外傷、発作等については、病院へ搬送、又は救急車を要請する。
- 3. ご家族に連絡し、状況、状態等をお伝えし今後の対応を検討していく。
- 4. 第一発見者及び現場担当者は、速やかに事故報告書を作成し管理者に提出する。
- 5. 事故の状況については、ご家族への連絡、状態把握を行い、必要があれば報告書を提出する。
- 6. ただちに原因を究明し対策を講じ、事故の発生を未然に防ぐよう努める。
- 14. 苦情の受付について(契約書第13条関係)
- (1) 当事業所における苦情の受付
 - □苦情受付責任者

管理者 藤本 誠

□苦情受付窓口

児童指導員 黒瀬 瞭

- □苦情受付第三者委員
 - 中村真也·仲矢武夫·横山悦子
- (2)その他公的機関による苦情の受付
- ○各市町村の障害福祉の担当窓口

(津山市)津山市役所環境福祉部社会福祉事務所 障害福祉課

〒708-0004 津山市山北520

電話 0868-32-2067

○岡山県社会福祉協議会内運営適正化委員会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内(きらめきプラザ) 電話・ファックス(共用) 086-226-9400

令和	年	月	H

放課後等デイサービス事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人鶯園

放課後等デイサービス事業所 Liebe

	ene	у ше	ず未		1 9	守ノイ	术(文=	从人口			
責任者	支援管理責何	〔発達〕	児童				名	職	月者	説明	
<u> </u>	誠	本	藤				名	氏			
け、サービスの提供に同意	说明を受け、	項の診	要事	いら重	業者が	て事業	づい゛	面に基っ	本書面	約書及びる	私は、 しました
					所_	住			童	児	
<u> </u>					名_	氏					
					所_	住			蒦者	保証	
(f)					名_	氏					

社会福祉法人鶯園

放課後等デイサービス利用契約書

支給決定保護者	(以下、	「保護者」)	と社会福祉法	人鶯園(以	下「事
業者」)は、事業者が放課後等デイ	サービス	を希望する	利用者		<u></u> (C
対して提供する放課後等デイサー	ビス事業	美(以下「ラ	デイサービス」)	について	、以下
の通り契約します。					

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを 念頭に置いて、事業者が利用者に対し施設利用を提供して、日常生活における 基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う ことを目的として、児童福祉法に基づく「デイサービス事業」のサービスにつ いて定めます。

(デイサービス)

- 第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のデイサービスを提供します。
 - 2 デイサービスの提供は、指導員、保育士等の従事者が当たります。
 - 3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者にデイサービスを提供します。
 - 4 事業者は、日常生活の支援に当たっては、適切な技術をもって行います。
 - 5 事業者は、デイサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者 の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、 $\frac{6}{1}$ 年 月 日から $\frac{6}{1}$ 年 月 日までです。但し、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約の定めるところに従い継続してサービスを利用できるものとします。

第2章 障害児通所支援計画

(デイサービス計画)

- 第4条 事業者は、次に揚げる事項を、児童発達支援管理責任者に担当させます。
 - 2 利用者について、その意向を踏まえた上で、目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ計画書を作成します。
 - 3 計画は、別紙「障害児通所支援計画書」に定める通りとします。
 - 4 計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。

5 児童発達支援管理責任者は、計画を作成又は変更したときは、保護者ならび に利用者にその内容について説明します。

第3章 利用料金

(利用料金)

- 第5条 保護者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び児童福祉法 に基づく給付対象料金を事業者に支払います。
 - 2 事業者は、重要事項説明書に定める障害通所給付費の対象にならないサービスに要する費用の支払いを保護者に請求できます。
 - 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得ます。

(利用料金の支払い方法等)

- 第6条 保護者は、デイサービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定 める利用料金を事業者に支払います。
 - 2 事業者は、当月の利用料金合計額を、翌月10日までに保護者に請求します。
 - 3 保護者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
 - 4 事業者は、保護者からの利用料金の支払いを受けたときは、保護者に領収書を発行します。

第4章 事業者の義務

(健康管理)

第7条 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに扶養義務者に連絡する等の措置を講ずるとともに、保護者の指定するかかりつけ医での診療を依頼します。

(守秘義務)

- 第9条 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に 関する個人情報を保持する義務を負います。
 - 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者又 はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じま す。
 - 3 事業者は、サービス提供を行う上で個人情報を提供する必要が生じた場合 には、予め「個人情報使用同意書」を取り交わし、同意書記載の範囲内にお

いて情報提供します。

(虐待防止)

- 第10条 事業者は、利用者に対し、児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律 第82号)第2条各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える 行為はしません。
 - 2 事業者は、利用者の人権を擁護、虐待防止等のため虐待防止委員会を設置 して虐待防止に向けて各種取り組みを行うとともに、従業者に対し定期的に 研修を実施するなど必要な措置を講じます。

(身体拘束禁止)

- 第11条 事業者は、利用者へのサービス提供に際し、利用者および他の利用者等の 生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その 他利用者の行動を制限するような行為は行いません。
 - 2 緊急やむを得ない場合とは、以下の①から③の要件を全て満たし、かつ、それら三つの要件の確認等の手続きが極めて実施されているケースに限ります。
 - ① 切迫性:利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる 可能性が著しく高い場合。
 - ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に支援方法がない場合。
 - ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。
 - 3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、前項①から③の要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等で十分検討した旨、確認・記録し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ないと協議・判断した理由を記録します。(5年間保存)

その上で、利用者の保護者に書面等による同意を得た上で、時限を設けて 身体拘束を行うこともあり得ます。また、やむを得ず身体拘束を行った場合 には、その状況並びに経過を保護者に説明します。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

- 第12条 事業者は、デイサービスの提供により事故が発生した場合は、保護者及び 関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
 - 2 事業者は、デイサービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

- 第13条 事業者は、利用者に対する児童デイサービスの提供に関する書類等整備し、 この契約終了後5年間保存します。
 - 2 利用者または保護者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を

閲覧できます。

3 利用者または保護者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることが出来ます。但し、複写に関しては、事業者は保護者に対して 実費相当額を請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了)

- 第14条 保護者は、30日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1)利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
 - (2) 利用者若しくは保護者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
 - (4) 保護者が事業者に支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - (5) 利用者が死亡した場合。

第7章 その他

(苦情解決)

- 第 15 条 利用者又は保護者は、事業者が提供したデイサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者又は保護者に文書で報告します。
 - 2 事業者は、利用者又は保護者が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対して、一切の不利益を与えません。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その

他の関係法令に従い保護者、事業者が審議に従い誠実に協議して決定します。 上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、保護者及び事業者が 記名押印の上、各自その1通を所持します。

		令和	牛	月	日
利用者	住 所				
	氏 名_				
支給決定保護者	住 所				
	氏 名				ED _
事 業 者	所在地	岡山県津	性山市瓜生	三原 3 3 7	<u>-1</u>
	名 称	社会	:福祉法人	. 鶯園	
	理事長	<u>」</u>	、 林	和 彦	ED)